

## 産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成31年3月8日（金）午前9時56分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地 覺君
委員	松枝正浩君	委員	愛甲信雄君
委員	木野田 誠君	委員	有村隆志君
委員	植山利博君	委員	蔵原 勇君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

川窪幸治君 宮田竜二君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長兼まちづくり調整監	堀之内 毅君	上下水道部長	堀切 昇君
建設政策課長	川路和幸君	建設施設管理課長	仮屋園 修君
下水道課長	池之上 淳君	建設政策課主幹	笛田純一君
建設施設管理課主幹	川畑 誠君	下水道課主幹	池田康一郎君
建設政策課政策G主査	米元利貴君	建設施設管理課道路管理G主査	隈元秀一君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第7号 霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第14号 霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の制定について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時56分」

### ○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る2月26日の本会議で本委員会に付託になりました議案2件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

## △ 議案第14号 霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の制定について

### ○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第14号、霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

### ○上下水道部長（堀切 昇君）

議案第14号、霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の制定について御説明いたします。まず、総務省が平成27年1月27日大臣通知によって、人口3万人以上の自治体における下水道事業等について、2020年度までに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用するよう要請があり、本市下水道事業は、平成31年4月1日から同法第2条第3項の規定に基づきその全部を適用する準備を進めているところでございます。その準備を進めて行く中で、現行の使用者協力金制度を廃止し、公共下水道事業受益者負担金制度との整合を図りつつ、区域外流入に係る分担金制度を導入するため、本条例を制定しようとするものでございます。詳細については課長から説明をさせますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

### ○下水道課長（池之上淳君）

それでは、条例の詳細について御説明いたします。第1条は、趣旨でございまして、下水道法第9条第1項の規定によって市が告示した供用開始区域以外の区域からの汚水排除の取扱いについて定めることを明示しております。第2条は、本条例案の受益者の定義を規定しております。第3条及び第4条は、区域外流入に係る要件と許可を要することを規定し、第5条から第9条までは、受益者に賦課される分担金についての取扱いを規定しており、第5条では賦課徴収に係ることを、第6条では分担金の額に係ることを、第7条では分担金納付以降、供用開始区域となった場合に負担金を賦課しないことを、第8条では受益者変更が生じた場合のことを、第9条では、徴収猶予及び減免並びに納付いただけない場合に霧島市公共下水道事業受益者負担金条例を準用することをそれぞれ規定しております。第10条は、本条例の施行にかかる必要な事項及び申請等に係る様式等を市長が定めることを規定しております。また、附則では、本条例の施行期日及び第4条規定の施行後の適用範囲を規定しております。これで本条例の説明を終わりますので、御審査のほどよろしく願いいたします。

### ○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

### ○委員（植山利博君）

まず確認の意味で、受益者負担金と分担金は全く同じ意味を持つという理解でよろしいですか。

### ○下水道課長（池之上淳君）

意味としては全く同じ意味になります。負担金につきましては、これまで供用開始区域のところ

からもらう分については受益者負担金でもらっておりまして、その区域以外の部分からもらうところを分担金としよう。これまで使用者協力金という形でもらっていたものを分担金という形でもらうという条例改正でございます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

補足いたします。今お配りした下水道のしおりというものがございます。1ページをめくっていただきますと、国分隼人地区の地図が出てまいります。黒っぽい所が、下水道事業が完了した部分です。そしてピンクの所が、これは平成28年に作成したのですが、その当時動いていた所と事業認可を取った所。隼人駅東等もピンクで塗られているところがございます。黄色の部分がまだ未施工の所で、緑の部分は全体区域として捉えて都市計画区域決定以外の所を示しております。負担金というのは、黒若しくはピンクで塗ってある所から宅地など1㎡当たり430円で負担金を頂いているところがございますけれど、今回の条例の制定につきましては、これ以外の白地がありまして、国分の中央5丁目、中央4丁目の南側、舞鶴中学校北側の分譲地や国分広瀬の児童体育館の東側のエリアとか、あと国分広瀬4丁目の北側の田んぼの所に現在、分譲住宅が出来ているような状況で、そういった分譲住宅の所から分担金を、それを下水道に入れてくださいという申請があれば、その申請に応じて下水管を自己負担で引き込んでいただいて、引き込んで処理をする分のお金を負担金と同じように宅地1㎡当たり430円を頂いているような状況であります。この国分の平野につきましては、国分が平成15年ぐらいに建築形態規制というのを張りまして、今、農振除外がされている関係で、非常にたくさんの住宅がそこに集中しているような状況でありまして、そういった所についても、当初、計画区域外だったんですが、そういったところも下水道に入れてほしいというような要請がありまして、現在、その部分について流入を受け入れている状況でございます。

○委員（植山利博君）

第3条の区域外流入に係る要件というところの第1項で、「受益地が公共下水道の設置された道路に接し、又は近接し」という表現がありますけれども、近接しというのはどれぐらいの距離を想定しているんですか。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

これを判断するのは私どもよりも、どちらかというとなり造成等をする事業所や不動産屋、若しくは個人の方のような施工をされる方がメリットがあるかどうか、そういうようなところで判断をされて、工事費用のほうが随分多いようですと下水道を選択するよりも合併浄化槽等のほうで対応するという判断をされますので、こちらとしましてはこの距離については申し上げにくいところがございます。ですので、メリットがあるものとしてこちらが受けて、私どもが決めている制度上、問題があるかないかを判断して、接続をさせるかさせないか、その規模で設備がいいのかというような判断をさせていただいて、寄附採納を受けるのかどうか、そういった類まで判断した状態で、接続が可能になるということで、先ほど10条でということがございましたけれども、市長が別途定める部分で、申請の様式とか詳細はまた入れますので、そういう類のものがしっかり相手方も分かって、

こちらも承諾して、そこで初めて成立するものでございます。

○委員（植山利博君）

つまり、その区域から離れていて、私有地の宅地までの接続は申請をした方が負担して管の整備をするという理解でいいですね。

○下水道課主幹（池田康一郎君）

そのとおりでございます。

○上下水道部長（堀切 昇君）

今、開発業者の判断になるということで説明しましたがけれど、開発業者も、土地を分譲し売れるか売れないかという採算ベースで考えるわけです。もし下水道がそこに引かれたら売るときに合併浄化槽の100万円はもう必要ないので安くでできますよという営業活動をされるのかどうか。その採算を考えていますので、どうしてもそういうことが前提には必要ですので、御理解ください。

○委員（植山利博君）

結局、一定の面積を宅地造成すると。そこには10軒くらいの家が建つと。その区域から例えば500mとか1kmとか離れているんだけど、一団の宅地を開発する業者が、それぞれの家庭が合併処理を整備するよりも下水道をつないだほうが、結果としては安いですよというような形で、かなり距離があっても下水道に接続する可能性はあると。そういう場合も許可する場合があるという理解でよろしいですね。

○下水道課長（池之上淳君）

申請者のほうでそれは判断していただいて、市のほうとしてもそれがいいとなれば許可をするということになると思います。

○委員（植山利博君）

当然そうなんですけれど、私は、地域づくりの原則としては、用途を張って市が誘導すると。第1種住専とか近隣商業地域とか用途を張るといった場合は、例えば国分隼人の中心市街はこういうまちづくりをするんだという意味を持って用途を張ることが私は先決だと思うんです。であれば、この地域は住宅地にするんだという用途を市が誘導するためには、その例えば二分の一ぐらいの負担は市が行ってでも伸ばしていくと。そのことによって、その地域は良好な宅地が形成されていくということにつながると思うんですけれど、そのような議論はなされていないですか。

○下水道課長（池之上淳君）

これまではそういった議論はなされてはいない状況です。

○委員（植山利博君）

下水道というのは、その地域の文化のバロメーターと言われてきたわけなんですけれど、まちづくりをする一番基本になるハードの整備だと私は思っているんです。ですから、それは全庁横断的なまちづくりという視点から、供用区域はどうあるべきか、今後のまちの発展、地域づくりはどうあるべきかということを一庁横断的に協議しながら、エリアの設定であるとか、区域外への管の整備で

あるとかということとは進めるべきだと思いますので、今後はそういうしっかりとした議論をすることを求めておきたいと思います。

○上下水道部長（堀切 昇君）

先ほど少し話をしましたが、平成15年くらいに建築形態規制、当時、用途を張ろうということで、平成12年に莫大な面積の農用地除外を国分で行っております。そのときに、除外したということで九州農政局に相当言われて、そこに用途を張ろうということで計画はなされておりましたけれど、用途を張るということに対して、国の農政部局のほうがものすごく抵抗をされたということで、現段階においても用途を張れていない状況がございます。その中で、やむを得ず建築形態規制、建ぺい率と容積率だけはそこでセッティングしましょうということで設定されたわけです。そういったところにつきましては、今後協議はまた必要なんですけど、現に、広瀬4丁目の北側の圃場整備の所とか舞鶴中周辺とか、あと京セラの造成があった東側の所、ちょうど上小川の北側の所になりますけれど、そこら辺につきましては、実際、下水道という形で、協力金、今度分担金になりますけれど、下水道につなぎたいということで話がきておりますので、そういった建築形態規制を引いた所につきましては、現実的にそういったものが含まれておりますが、先ほど言われたように、まち全体としてまちづくりをどういうふうと考えていくかということも全体的に考えていかないといけないと考えておりますので、また関係課とそこらは、こういうまちづくりになっているんだと。特に、水道のほうで言いますと、毎日、給水申請が上がってまいります。その中で感じるのが、やはり野口、野口西、住吉、現在動いている所については、開発業者が入ってきて、そこで分譲する件数が非常に増えている状況がありまして、植山委員が言われた下水道というのは生活基盤の根本を成すものだということ言えば、生活環境の整備をしていくことによって、そこにまた住宅ができていくという流れで、住宅ができればもちろんそこを下水道につないでいただければ、下水道の収益となります。それともう一つ、水道のほうもそこに家が建てば収益になります。ということで、今後、企業会計になりますけれど、下水道としてもそういったことを見越して、収益を上げるためにはどうすればいいかというようなことまで考えていかなければならないと考えているところでございます。

○委員（植山利博君）

最後に、やはり白地のままだということは無秩序なまちづくりになってしまうわけです。学校の近くとは言いませんが、規制がありますから離れたところにパチンコ屋が建つとかですね。だからそういう用途が明確でない地域というのは非常に無秩序な開発がなされて、市街地としての合理的な整備につながらないと。後追いではどうしようもない場面が出てきますので、ぜひその辺のところもしっかりと方向性を持った取組を求めておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第14号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時15分」

「再開 午前10時18分」

#### △ 議案第7号 霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について

##### ○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第7号、霧島市道路占用料徴収条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

##### ○建設部長兼まちづくり調整監（堀之内毅君）

議案第7号、霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。道路法施行令の一部を改正する政令の施行により、国の道路占用料が改定されたことに伴い、本市の道路占用料の額を改定するため、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、建設施設管理課長が御説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

##### ○建設施設管理課長（仮屋園修君）

議案第7号、霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について詳細をご説明いたします。一部改正する条例は霧島市道路占用料徴収条例です。主な改正内容は、霧島市道路占用料徴収条例の別表中表の部分を改正するものです。改正の理由は、道路法第39条の規定により、道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができることとされており、国は道路占用料の改定時期を迎えたことから道路法施行令の一部を改正し、平成29年4月から道路占用料の改定を行っています。国の改定を受け、県も平成30年4月から道路占用料徴収条例の一部を改正し、道路占用料の改定を行ったことから、同条例第2条の別表に定める占用料の所在地区分に準じて、本市においても、本条例の一部を改正しようとするものです。

##### ○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

##### ○委員（松枝正浩君）

国の法の改正とあるんですが、この国の法の改正の背景についてお示してください。

##### ○建設施設管理課長（仮屋園修君）

国土交通省におきましては、平成19年3月に道路占用料制度に関する調査検討会報告書において、道路の占用料の改定時期については、3年程度ごとに改定を検討することが妥当であるとの提言がなされたことを受けまして、国は新たな占用料単価に基づいた占用料の徴収を平成29年4月から、県が平成30年4月から行っております。これを受けまして、今回改定をしようとするものです。

##### ○委員（松枝正浩君）

大体が単価が下がっているような状況ですけれども、この単価が下がったことにより、実績ペー

スで構わないんですけども、どのぐらいの落込みがあるのか。それと合わせてどのぐらいのパーセンテージが下がってきているのかお示してください。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

平成30年4月1日の占用料の請求の実績において試算しましたところ、190万円程度の減額となっております。また、主な占用物件の中で、各種電柱におきましては6%から11%の減額、管路につきましては4%から7%の減額となっております。

○委員（有村隆志君）

電柱が交通の支障指標となるような場所もあるので、その辺については地域のことを考えるとないほうが良いような場合もある。側溝が避けているような所も、ないほうがすんなり工事ができると思われまます。今後、協議をする際には、そちらのほうから移動をしてくださいというようなことを提案されていますか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

新たな占用の申請が出た場合は、まず民地を原則とするということをお願いしておりますので、民地に設置ができない場合は、その理由も書いていただいて、その上で検討するようにしております。

○委員（有村隆志君）

今ある部分については、地域から通学路の関係で来たり、まちづくり計画が上がっていたりということがあると思うんですけども、方針として、そういった相談を受けたときは、なるべく地域の方と御相談しているということでもいいですか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

ここ数年ですが、今言われたような支障になる電柱の相談を受けたことがございます。交差点に近いある場所も、地元から非常に助かったと言われております。あと道が狭い所は、なるべく住民の方の目線になって、こちらからお願いする前に、地域から上げていただければ、占用者のほうも意に沿うということがありますので、そちらのほうでも、こちらからおすすめてしているところがございます。

○委員（木野田誠君）

表に占用物件ということで大分挙げられています。電柱とか管路はちゃんと徴収ができていると思うんですけど、例えば旗ざおとかありますけれども、この辺の徴収はなかなか難しいところもあると思うんです。この表に出ている中で何%ぐらいが徴収できていますか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

旗ざおについては、例えば初午祭とか初市といったイベントに関した、そういった旗ざおについては免除となっておりますので、それ以外につきましては、こちらが把握しきれないところもあるかもしれません。

○委員（木野田誠君）

縁日とか地域で販売会を1日実施するとかというときに、こういう発言をしたらまずいかもしれませんが、目をつぶることも大事かもしれません。これで徴収されている主なものは電柱とか管路だと思うんですが、そのほかにどの辺りが徴収の大きな部分になりますか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

占用物件につきましては、と先ほど言われましたように電柱とか管路が主でございます。そのほかには現場事務所や工事用の足場の徴収がございます。

○委員（植山利博君）

3年置きぐらいに改定をするということが望ましいと先ほど説明の中でありました。直近で改定をされたのはいつ頃ですか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

直近の市の占用料の改定は、平成24年4月1日でございます。

○委員（植山利博君）

そのときは引上げでしたか、引下げでしたか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

大幅な引下げだったと思います。

○委員（植山利博君）

つまり、だんだん引下げ傾向になってきているという理解でいいと思うんですけれども、その背景はどういうことがありますか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

国の見解としましては、土地の評価額ということで、都市部においては上昇傾向、地方について下がる傾向にあると聞いております。

○委員（植山利博君）

ということは、土地を提供しているということなので、土地の評価額に応じて上げ下げがあるという理解でよろしいですか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

それでよろしいと思います。

○委員（植山利博君）

このことは私有地にもこの評価は反映されますか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

私有地に立てられる場合の価格等については、こちらで把握していません。

○委員（植山利博君）

私を感じたのは、事業者の経営状況、若しくはその経営環境が、ある意味では電気料とかそういうものに反映されるんだろうと思うんですけれども、そういうことに対する配慮というようなものは、この料金の改定に加味されたものではないという理解でよろしいですか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

占用料の額の改定につきましては、一般的に固定資産税とか地価の水準によって算定されますので、その占有者の経営状況というのは一切加味しておりません。

○委員（植山利博君）

この間、土地の価格の動向が低下傾向にあるということですが、電柱とか管路が増設される傾向にあるんですか。それとも横ばいなのか、それとも減少傾向にあるのか、その辺はつかんでいらっしゃいませんか。先ほど190万円程度の影響額だと言われましたけれども、単価による影響額はこれであって、そういうものの増減によっても、市の収入には影響はあろうかと思うんですが、ここ数年の状況はいかがですか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

電柱及び管路の占用につきましては増加傾向がございまして、数量は把握しておりませんが、平成26年度から平成29年度までの間の金額の増加につきましては130万円から180万円の増加となっております。

○委員（植山利博君）

ということは今まで増えていた分が元に戻ったと、そういう理解をしました。それと、市のこの単価の見直しですが、私有地の借上料に影響があるのかどうか、そこを一点確認しておいてほしいと。後でお知らせください。結局、霧島市民にとっても大きな影響が出てくることですので、このことが民間の事業者若しくは個人にも、どのように影響があるのか、お知らせいただきたいと思います。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

事業者を確認して、改めて御報告いたします。

○委員外議員（宮田竜二君）

別表の19ページの中ほどの政令第7条第10号のところに駐車場というのがあるんですけれども、霧島市の市道を駐車場として占有している例があるのかどうか教えてください。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

道路での占有はございません。

○委員外議員（宮田竜二君）

実績はないということですが、ここに掲げているのは、そういうケースがある場合という形で示しているのでしょうか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

そういうことでよろしいと思います。

○委員外議員（宮田竜二君）

その場合、申請内容でいろいろありますか。例えば公共の福祉に関するものでないといけないとか、学校、法人とか民間が市道を駐車場として占有させてほしいという申請があっても許可するのでしょうか。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

道路敷へ個人の駐車というのは、原則として貸していないところです。

○委員外議員（宮田竜二君）

民間ということでは貸さないということで分かりました。私が気になるのは、アパートの駐車場にちゃんと止めているんですけど、大型車が止まっていて、市道にはみ出しているようなことがよくあって、歩行中や走行中に危ないという話もあるんですけども、そういうのは当然申請をしていないでしょうが、実際にはみ出しているわけです。その場合は、どう対処されていますか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

苦情等がある場合は、随時注意をしております。そういう事例もございます。

○委員（木野田誠君）

道路改良でカーブの修正をして、空き地となった部分を駐車場なり、あるいは建設現場の事務所として貸してほしいというような要望があった場合は、貸すわけですか。

○建設施設管理課主幹（川畑 誠君）

現場事務所として貸した事例はございますけれども、駐車場としては工事車両でしたら貸す可能性はありますけれども、一般の駐車場として貸すことはないと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第7号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時39分」

「再開 午前10時41分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

#### △ 議案第14号 霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第14号について意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

#### △ 議案第7号 霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第7号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

#### △ 議案第7号 霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第7号、霧島市道路占用料徴収条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第7号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第7号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第14号 霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の制定について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第14号、霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第14号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（池田綱雄君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（植山利博君）

議案第14号について、審査の中でも若干指摘をしましたがけれども、公共下水道の区域外からの接続については、特に中心市街地の住宅化が進展する地域においては、状況に応じて用途をしっかりと張って、そして良好な住環境を整える、生活基盤の整備をするという意味からも、下水道の区域の見直しであったり、接続の判断をしっかりとしていくことを求めていると思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時44分」

「再開 午前10時47分」

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、「産業建設常任委員会の所管事項について」ということで提出してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

○委員長（池田綱雄君）

次に、その他として何かありませんか。

○委員（有村隆志君）

議員と語ろうかいで出た表木山の件については、本委員会で調査となっておりましたが、執行部は既に動いておられて、あと日当山小学校の橋の継ぎ目の所で音がするとありましたが、その調査も執行部のほうでされたと、私と愛甲委員と松枝委員でそういう説明を受けました。それで、既にそういうふうに執行部も動いている案件でございまして、日当山地区自治公民館長さんともお話しされたということで、今後、そこについてはやっていくというお話がございましたので、委員会として動くようなことではなかったということを報告いたします。執行部から、その結果について、あとで提出したいとのことでした。

○委員長（池田綱雄君）

そういうことをございます。最終的に今の内容をまとめて、こういうことで執行部がもう動いているということで、特に委員会では現地調査はしませんという報告をしたいと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前10時50分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

池田 綱雄